

県補助金 QA

Q1 調査・設計に係る費用は交付対象となるか。

A1 整備する設備に係る調査・設計(基本設計・詳細設計等)については、交付対象経費に含まれており、必要最小限度の範囲に限って交付対象となります。他方で、調査・設計(基本設計・詳細設計等)のみを単独で交付対象とすることはできません。

Q2 交付要件である「本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること」について、どのようにすれば要件を満たすのか。

A2 本事業によって得られる環境価値については、一定の時間単位での再エネ発電設備で発電された電力量及び需要家での需要量を把握することで同時同量を担保し、電力と環境価値を一体として取り扱い、環境価値を需要家に帰属させる旨を契約書等で明記することで交付要件を満たします。

なお、電力価値と環境価値を切り離して環境価値のみを取引する事業(バーチャル PPA (Virtual Power Purchase Agreement))は、電力と環境価値を一体として取り扱っていないことから、交付要件を満たしません。

Q3 実施要領2(ア)の交付要件で、20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置することとされていますが、斜面の場合などについても、柵塀を設置する義務は生じるか。

A3 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)では、柵塀等の設置が困難な場合(屋根置きや屋上置き等)や第三者が発電設備に近づくことが容易でない場合(塀つきの庭に設置する場合等)は、柵塀等の設置を省略することができるとされており、県補助金についても、これに準拠しています。

Q4 柵塀の工事費用は交付対象となるか。

A4 交付対象となります。

Q5 屋上防水工事を行う場合、補助対象範囲に制限はあるか。

A5 屋上に太陽光発電設備を設置する際の屋上防水工事については、必要最小限の範囲(鉄骨材(架台支持材)の一定の周囲部分)を交付対象経費として計上してください。

一定の周囲部分の具体的な数値は、工事の内容によって異なりますが、『公共建築数量積算基準』(国土交通省)等を参考とし、架台支持材より最大 50cm までを交付対象とします。

Q6 実施要領2(ウ)の交付要件で、太陽光発電設備等の電力変換装置(パワーコンディショナ

一)が、蓄電システムの電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の蓄電システムであった場合、単価を算定するにあたって、気をつける点は何があるか。

A6 太陽光発電設備等の電力変換装置(パワーコンディショナー)が蓄電システムの電力変換装置と一体型(ハイブリッド)の蓄電システムの場合、ハイブリッド部分のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分(蓄電池システムに含まれる太陽光発電設備等の電力変換装置)に係る経費分を控除することができます。

Q7 実施要領2(ウ)の交付要件で、交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量を用いるのが適切か。

A7 交付額の算定に用いる「蓄電容量」は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、kWh 単位で小数点第二位以下を切り捨てた値を用いるのが適切です。「初期実効容量」ではないことに注意が必要です。

Q8 既存設備の撤去費は交付対象経費に含まれるか。

A8 既存設備の撤去費は交付対象外となります。また、基礎工事に発生するコンクリートがらや、ケーブルの埋設時の発生土等に関する処分に要する経費(運搬車への積込費・運搬費・処分費)は対象外経費として扱います。

Q9 既に導入している太陽光発電設備のリプレイスは補助金の対象になるのか。

A9 追加性がないリプレイスについては原則、交付対象となりません。なお、候補施設のうち、リプレイスは別紙2-4中の実験棟のみです。

Q10 実施要領2(エ)の交付対象に含める必要最小限度の範囲とは、具体的に何を指しているのか。

A10 設備の稼働に必要不可欠な、パネルの基礎工事やケーブルの埋設工事の前提となる掘削工事、電気ケーブルや架台・土台等に係る経費を指します。なお、以下の経費については、対象外経費として取り扱います。

- ・実証的な製品、気温計・日射計・気象信号変換器、普及啓発用機器(モニター・ケーブル)
- ・データ通信費、パワーコンディショナ等の保証料
- ・数年で定期的に更新する消耗品(例:消火器)
- ・電力会社・消防署等への申請・届出・登録等に係る費用、工事会社等への振込手数料
- ・設備の保守管理に係る費用、ランニングコスト、契約期間満了時の撤去にあたる費用
- ・低木の打払いや簡易な地ならしなどの整地に係る費用、敷砂利やコンクリートを敷き詰めるための費用
- ・盛土や土壌改良工事に係る費用、駐車場の整備費(路面の補装、線引き費用など)
- ・監視カメラ、照明設備とその設置費など